

# わたしは ダマサレナイ!!

## 第9話 架空請求詐欺

●監修 橋山 昌子(ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員



### 架空請求詐欺とは？

まったく身に覚えのない請求メールが、突然携帯電話やパソコンに送られてきたことはありませんか？

最近は、パソコンや携帯電話から楽しむインターネットの中で、軽い気持ちで会員登録してしまい、その後法外な料金を請求されるといった新手の架空請求詐欺が横行しています。

アダルトサイトだけではなく、旅行情報や音楽情報、懸賞サイトなど、一般的なサイトに見せかけながら、さらに詳しい情報を得ようとクリックしたばかりに、執拗な請求が待ち受けているのです。今回はそんな携帯電話でのインターネット利用による被害について、ご紹介します。

#### ポイント1 安易な登録はしない

今や携帯電話からインターネットへアクセスすることは、若いを中心とした日常的なつづっています。

交通や天気といった情報から、旅行やスポーツ・映画鑑賞などのレジャー情報、テレビや映画などのエンターテインメント系のサイトまで多種多様な携帯サイトがあります。会員登録をすると割引サービスが受けられるなどのメリットを謳つたものも多く、気軽に会員登録しがちです。そんなサイトにまぎれて、トラブルの元がひそんでいるケースがあるので要注意です。

ネット上で契約する場合は、契約内容を確認する「確認画面」が必要です。しかし、架空請求をしてくる業者のサイトでは、この確認画面を用意していないものがほとんどです。

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた詐欺事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。  
なぜだまされてしまうのか？  
ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。  
「私だけは大丈夫！」  
なんて甘く考えていませんか？  
実はそういう考える人こそ、被害に遭いやすいのです。



す。」つしたことを知らないユーザーは「きちんと読んでいた自分が悪い」と思いがち。悪質業者は、こういった心理を巧みに利用しています。惰性でクリックするのではなく、画面をよく確認する必要があります。

## 「身に覚えのない請求メールは無視

「ちがう」とへんた」と一瞬思ったがうかり登録してしまった。こんなときには、どうすればよいか?

申し送るをしたが、もいかないのに届いた旨  
求メールは、相手にしてはいけません。無視しま  
しょう。支払い義務があるのは、契約が成  
立している場合に限られます。契約の成立  
には、売り手(業者)と買い手(あなた)が契  
約内容に合意をしていくことが必要です。  
有料であることをきちんと表示していない  
場合は、料金についての合意がないので契約  
は不成立となります。不成立の場合には、支  
払い義務はありません。

ポイント3

## パソコンの場合の被害例

携帯電話に限らず、パソコンでも同様の被害があります。パソコンの場合は、「あと〇日」というカウントダウンのような督促画面がモニターに貼りついてしまい、一般的のユーザーでは容易に取り去ることはできない嫌がらせをされる場合もあります。

年齢制限を設けているサイトを閲覧する場合などには必ず年齢確認のためのボタンの表示が必要となります。そのようなボタンを押すと会員登録されてしまうケースも



この物語はフィクションです

それから数日後……

あります。そうした場合は年齢認証ボタンの下をスクロールすると規約が表示されており、認証すると”登録となる”などの記載があることが多いです。

また小さな文字で分かりにくい場所に規約が表示されていることもあります。このように規約に気づかず契約に至った場合は、民法95条の「錯誤による契約の無効」を主張することができる。

お金を振り込む前に相談を

督促メールから解放されたいがためにお金振り込んで、請求が止まらない場合があります。一度振込みをしてしまって、と思われ、次々と架空の請求が来てしまうおそれもあります。あなたのリストがさまざまな業者へと渡つてしまふ可能性もあります。その場しのぎでお金を振り込むのは絶対にやめましょう。

携帯電話やパソコンを通じてインターネットを活用する楽しさ、便利さを逆手にとったような、悪質業者が暗躍しています。安易な登録やボタンのクリックは控え注意深く着実な利用をお勧めします。「おかしいな?」と思うことがあれば気軽に消費生活センターなどに相談ください。

〔詳しい情報は〕

- 「国民生活セイハターエム  
「全国の消費生活セイハターエム  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>  
[貼ついた画面を消すよ～]
  - P.A 独立行政法人情報処理推進機構  
<http://www.jipai.go.jp/security/10jissai/20080909.htm>  
[P.A パソコンタウイルス 110番  
03-5978-7500]